○中国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 一号　周南市大字戸田字出合一三七七番一から同市大字戸田字南椿峠九〇二番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○中国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
津山市高野本郷字長熊一七三二番一地内	前	九・〇〇～九・四〇メートル
	後	九・四〇～一一・八〇　〇・〇二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十三号　津山市高野本郷字長熊一七三二番一地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○中国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山市北区御津中山字向山一五二番二地内	前	一〇・〇〇～一三・六〇メートル
	後	一一・六〇～一五・四〇　〇・〇二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 五十三号　岡山市北区御津中山字向山一五二番二地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○中国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山市北区御津野々口字古川一二一三番から同市北区御津野々口字古川一二〇七番まで	前	八・六〇～一八・〇〇メートル
	後	一〇・八〇～二〇・二〇　〇・〇七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十三号　岡山市北区御津野々口字古川一二一三番から同市北区御津野々口字古川一二〇七番まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
徳島県三好郡東みよし町中庄一一八四番一から同町中庄一一九二番一まで	前	一三・六二～一六・五九メートル
	後	一三・六二～一六・七一　〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 五十三号　岡山市北区御津中山字向山一五二番二地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○中国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山市北区御津野々口字古川一二一三番から同市北区御津野々口字古川一二〇七番まで	前	八・六〇～一八・〇〇メートル
	後	一〇・八〇～二〇・二〇　〇・〇七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十三号　岡山市北区御津野々口字古川一二一三番から同市北区御津野々口字古川一二〇七番まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
徳島県三好郡東みよし町中庄一一八四番一から同町中庄一一九二番一まで	前	一三・六二～一六・五九メートル
	後	一三・六二～一六・七一　〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所